

選 択 約 款

(小規模ボイラー契約)

2025 年 8 月 1 日実施

金沢エナジー株式会社

目 次

1. 適用条件	1
2. 選択約款の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 契約の締結	2
5. 使用量の算定	2
6. 料 金	3
7. 単位料金の調整	3
8. 延滞利息	4
9. 名義の変更	5
10. 守秘義務	5
11. 選択約款に定めのない事項	5
附 則	6
別 表	7

小規模ボイラー契約

1. 適用条件

お客さまは、次のすべての条件を満たす場合には、当社に対してこの選択約款の適用を申し込むことができます。

- (1) 蒸気ボイラー又は工業炉を使用すること。
- (2) 同一需要場所におけるメーターの能力の合計が 65 立方メートル毎時以下であること。
- (3) 当社が適用条件が満たされているかどうかを確認させていただく場合において、正当な事由がない限り、需要場所への立ち入りを承諾すること。
- (4) 同一需要場所において一般ガス供給約款及び他の選択約款の適用を受けていないこと。

2. 選択約款の変更

- (1) 当社は、法令等の改正によりこの選択約款の変更の必要が生じた場合その他事由に基づき当社が必要と判断した場合には、民法第 548 条の 4 に定める定型約款変更の規定により、お客さまの了承を得ることなく、この選択約款を変更することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によるものとし、当社は、あらかじめこの選択約款を変更する旨及び変更後の規定の内容並びに変更の効力発生日を、書面の交付、又は電子メールの送信、その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により、お客さまにお知らせいたします。
- (2) この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約変更前の書面交付及び契約変更後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(3) に定める場合を除きます。
 - ① 供給条件の説明及び契約変更前の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載いたします。
 - ② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項並びに供給地点特定番号を記載いたします。
- (3) この選択約款の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更や、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3. 用語の定義

この選択約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「蒸気ボイラー」とは、エネルギー源としてガスを使用し、蒸気を発生させて他に熱を供給する機器で、定格出力が 37.6 kW 以上のものをいいます。
- (2) 「工業炉」とは、エネルギー源としてガスを使用する加熱装置のうち、溶解炉、鍛造炉、焼成炉、圧延炉、熱処理炉、雰囲気炉、徐冷炉及び乾燥炉をいいます。
- (3) 「その他期」とは、4 月使用分（3 月検針日の翌日から 4 月検針日まで）から 11 月使用分（10 月検針日の翌日から 11 月検針日まで）までの 8 か月間をいい、「冬期」とは、12 月使

用分（11月検針日の翌日から12月検針日まで）から3月使用分（2月検針日の翌日から3月検針日まで）までの4か月間をいいます。

(4) 「消費税等相当額」とは、消費税法に基づき消費税が課される金額に消費税法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法に基づき地方消費税が課される金額に地方税法に基づく税率を乗じて得た金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

(5) 「単位料金」とは、7に定める基準単位料金又は調整単位料金をいいます。

4. 契約の成立及び変更

(1) お客さまは、この選択約款を承諾のうえ、当社に所定の申込書により、この選択約款による契約を申し込んでいただきます。

(2) この選択約款によるガスの供給及び使用に関する契約（以下「本契約」といいます。）は、当社が(1)の申し込みを承諾した日（以下「契約成立日」といいます。）に成立いたします。この場合、当社は料金の適用開始日を所定の様式により、お客さまにお知らせいたします。

(3) お客さまが希望する場合又は当社が必要とする場合は、ガスの供給及び使用に関し、必要な事項について契約書を作成いたします。この場合において、契約は、(2)にかかわらず契約書作成時に成立いたします。

(4) 契約期間は原則として1年間とし、(2)の所定様式又は需給契約書に定めます。

① 契約期間満了時において、当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、契約はさらに1年間延長するものとし、以後これにならうものといたします。

② ①により契約を更新する場合において、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を以下のように行うことについてあらかじめ承諾していただきます。
イ 供給条件の説明は、更新後の契約期間を当社が適当と判断した方法により説明いたします。また、契約締結前の書面交付は行いません。

ロ 契約締結後の書面交付は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該更新後の契約期間並びに供給地点特定番号を記載いたします。

(5) 本契約の契約期間満了前に解約又は一般ガス供給約款による契約への変更をしたお客さまが、再度同一需要場所で本契約の申し込みをする場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日から1年に満たない場合には、当社はその申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のため一時不使用による解約はこの限りではありません。

(6) お客さまが本契約の契約期間満了前に他の契約種別（一般ガス供給約款による契約を除きます。）への変更を申し込みされた場合には、当社は、その申し込みを承諾しないことがあります。

5. 使用量の算定

各月の使用量は、原則として、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。ただし、当該月の検針日以降、当該月内に解約を行った場合には、当該月の検針日及び解約を行った日のガスメーターの読みにより算定いたします。

6. 料 金

- (1) 当社は、別表2の料金表を適用して、料金を算定いたします。
- (2) 料金は、一般ガス供給約款に定める支払義務発生日の翌日から起算して30日以内にお支払いいただきます。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して30日目(以下「支払期限日」といいます。))が一般ガス供給約款に定める休日の場合には、その直後の休日でない日を支払期限日といたします。
- (3) お客さまは、料金について、当社の指定した金融機関(以下「指定金融機関」といいます。))に、口座振替又は払い込みのいずれかの方法により、毎月お支払いいただきます。ただし、供給停止の解除のためにお支払いいただく料金は、原則として払い込みの方法によります。
- (4) お客さまが料金を(3)の払い込みの方法によりお支払いいただく場合は、原則として、当社が指定した様式の発行に係る手数料(以下「払込票等発行手数料」という。))を申し受けません。なお、払込票等発行手数料は、一般ガス供給約款に定める金額といたします。また、払込票等発行手数料は、その月に支払義務が発生した料金とあわせて支払っていただきます。ただし、次のいずれかに該当する場合には、払込票等発行手数料を申し受けません。
- ① ガスの供給を開始した日の翌日以降、直後の定例検針日までの料金算定期間及びその翌料金算定期間の料金を支払われる場合
 - ② ガス使用契約の消滅日の直前の定例検針日以降、ガス使用契約の消滅日までの料金算定期間の料金を支払われる場合
 - ③ その他特別の事情がある場合

7. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により、別表2の料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表1(3)のとおりといたします。
- ① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき
調整単位料金(1立方メートルあたり)
$$= \text{基準単位料金} + 0.082 \text{ 円} \times \text{原料価格変動額} \div 100 \text{ 円} \times (1 + \text{消費税率})$$
 - ② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき
調整単位料金(1立方メートルあたり)
$$= \text{基準単位料金} - 0.082 \text{ 円} \times \text{原料価格変動額} \div 100 \text{ 円} \times (1 + \text{消費税率})$$
- (備 考)
- 上記①、②の算式によって求められた計算結果の小数点以下第4位の端数は切り捨てといたします。
- (2) (1)に規定する基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。
- ① 基準平均原料価格(トンあたり)
89,530 円

② 平均原料価格（トンあたり）

別表 1 (3)に定める各 3 か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトンあたり液化天然ガス平均価格（算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入し 10 円単位といたします。）及び同 3 か月間におけるトンあたり液化プロパン平均価格（算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入し 10 円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入した金額といたします。ただし、その金額が、237,480 円以上となった場合は、237,480 円といたします。

（算 式）

$$\begin{aligned} \text{平均原料価格} = & (\text{トンあたり液化天然ガス平均価格}) \times 0.9273 \\ & + (\text{トンあたり液化プロパン平均価格}) \times 0.0775 \end{aligned}$$

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の 100 円未満の端数を切り捨てた 100 円単位の金額といたします。

（算 式）

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

8. 延滞利息

(1) お客さまが支払期限日を経過してもなお料金を支払われない場合は、当社は、原則として、支払期限日の翌日から支払いの日までの期間に応じて延滞利息を申し受けます。

ただし、次の場合には延滞利息は申し受けません。

- ① 料金を口座振替により支払われる場合で、当社の都合により料金を支払期限日の翌日以降にお客さまの口座から引き落とした場合
- ② 料金を支払期限日の翌日から起算して 10 日以内に支払われた場合
- ③ 一般ガス供給約款 10 の規定によるガス使用契約の解約において、料金の算定期間が解約日の直前の定例検針日の翌日から解約日までの期間となる場合

(2) 延滞利息は、年 10 パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合（算定の対象となる本体料金×支払期限日の翌日から支払いの日までの日数×0.0274 パーセント））を乗じて算定して得た金額といたします。（1 円未満の端数は切り捨て）

なお、本体料金は、料金からその料金に含まれる消費税等相当額を差し引いたものといたします。

（備 考）

消費税等相当額の算定方法は、別表 1 (4)のとおりといたします。

(3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後の支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。

(4) 延滞利息の支払期限日は、(3)の規定に基づきあわせてお支払いいただく料金の支払期限日と同じといたします。

9. 名義の変更

お客さま又は当社が契約期間中に第三者と合併し、又はその事業の全部もしくは本契約に係る部分を第三者に譲渡する場合には、お客さま又は当社は本契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものいたします。

10. 守秘義務

- (1) お客さまはこの選択約款の内容について守秘義務を遵守するものいたします。又、お客さま及び当社は、この選択約款に基づく本契約の内容及び契約の締結により知り得た相手方の情報について守秘義務を遵守するものいたします。
- (2) お客さま及び当社は、(1)の規定に反し、第三者に開示又は漏洩して相手方に損害を与えたときは、これを賠償しなければならないものいたします。

11. 選択約款に定めのない事項

- (1) この選択約款並びに本契約に定めのない事項については、一般ガス供給約款による他、双方協議して定めるものいたします。
- (2) 契約期間内に、一般ガス供給約款を改定した場合は、この選択約款及び本契約は改定後の一般ガス供給約款に準ずるものいたします。

附 則

1. 実施期日

この選択約款は、2025 年 8 月 1 日から実施いたします。

2. 7 単位料金の調整(2)②237,480 円（以下「調整上限」といいます。）について

調整上限は、2022 年 9 月から 11 月までの平均原料価格の 1.6 倍としております。また、各月の平均原料価格が継続して調整上限以上となることが見込まれる場合等には、民法第 548 条の 4 に定める定型約款変更及びこの選択約款の 2 の規定により、見直すことがあります。

3. 本選択約款実施に伴う早収料金、遅収料金及び延滞利息の取扱い

- (1) 旧選択約款 6（料金）の早収料金、別表 1（料金の算定方法）、別表 2（料金表）については、料金の算定期間の末日が本選択約款の実施の日の前日までとなる料金に適用いたします。

なお、旧選択約款 6（料金）の遅収料金については、料金の算定期間の末日が 2025 年 6 月 30 日までとなる料金に適用いたします。

- (2) 6（料金）(2)、8（延滞利息）については、料金の算定期間の末日が本選択約款の実施の日以降となる料金に適用いたします。

別 表

1. 料金の算定方法

- (1) 料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 従量料金は、基準単位料金又は7の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (3) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。
 - ① 料金算定期間の末日が1月1日から同月31日までに属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの3か月間の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ② 料金算定期間の末日が2月1日から同月末日までに属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの3か月間の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から同月31日までに属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの3か月間の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から同月30日までに属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの3か月間の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から同月31日までに属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの3か月間の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から同月30日までに属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの3か月間の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から同月31日までに属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの3か月間の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から同月31日までに属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの3か月間の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から同月30日までに属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの3か月間の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から同月31日までに属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの3か月間の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から同月30日までに属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの3か月間の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

位料金を適用いたします。

- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から同月31日までに属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの3か月間の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

- (4) 料金に含まれる消費税等相当額は、次の算式により算定し、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。

料金に含まれる消費税等相当額＝料金×消費税率÷(1＋消費税率)

2. 料金表

料金は、1か月あたりとし、消費税等相当額を含みます。

- (1) 適用区分

料金表A	その他期の使用量が320立方メートル以下の場合に適用いたします。
料金表B	その他期の使用量が320立方メートルを超え、1,000立方メートル以下の場合に適用いたします。
料金表C	その他期の使用量が1,000立方メートルを超える場合に適用いたします。
料金表D	冬期の使用量が320立方メートル以下の場合に適用いたします。
料金表E	冬期の使用量が320立方メートルを超え、1,000立方メートル以下の場合に適用いたします。
料金表F	冬期の使用量が1,000立方メートルを超える場合に適用いたします。

- (2) 料金表

- ① 料金表A

イ 基本料金

1契約につき	495.00円
--------	---------

ロ 基準単位料金

1立方メートルにつき	156.981円
------------	----------

- ② 料金表B

イ 基本料金

1契約につき	7,535.00円
--------	-----------

ロ 基準単位料金

1立方メートルにつき	135.025円
------------	----------

③ 料金表C

イ 基本料金

1 契約につき	31,768.00 円
---------	-------------

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	110.803 円
-------------	-----------

④ 料金表D

イ 基本料金

1 契約につき	495.00 円
---------	----------

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	182.941 円
-------------	-----------

⑤ 料金表E

イ 基本料金

1 契約につき	7,535.00 円
---------	------------

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	160.985 円
-------------	-----------

⑥ 料金表F

イ 基本料金

1 契約につき	31,768.00 円
---------	-------------

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	136.774 円
-------------	-----------

(3) 調整単位料金

(2)の各基準単位料金をもとに、7の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。